

平成24年第1回長与町議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年 3月 7日
 本日の会議 平成24年 3月23日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

14番 野中 健次議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 葉山 義文 君 議事課 長 酒井喜代彦 君
 参 事 浜野 洋子

説明のため出席した者

町 長 葉山 友昭 君	副 町 長 浜野 哲夫 君
教 育 長 黒田 義和 君	会 計 管 理 者 開 敏昭 君
総 務 部 長 畑口 直美 君	企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君
生 活 福 祉 部 長 田村 俊一 君	建 設 部 長 平野 光夫 君
水 道 局 長 豊竹 雄三 君	教 育 次 長 柿本 透 君
教 育 委 員 会 理 事 勝本 真二 君	政 策 推 進 室 長 松添 高明 君
総 務 課 長 鈴木 典秀 君	財 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 山本 学 君	税 務 課 長 宮崎 望 君
収 納 推 進 課 長 村山 政秀 君	企 画 課 長 酒井 通博 君
地 域 政 策 課 長 中山 祐一 君	環 境 対 策 課 長 益富 雅彦 君
健 康 保 険 課 長 田島 弘明 君	介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君
福 祉 課 長 平田 清史 君	農 林 水 産 課 長 山下多喜男 君
管 理 課 長 吉村 了 君	都 市 整 備 課 長 日野 勉 君
水 道 課 長 馬木 信一 君	下 水 道 課 長 浦川 圭一 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 吉村 邦彦 君	会 計 課 長 山本美智恵 君
監 査 事 務 局 長 村田 和則 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長 村山 和聡 君

会議録署名議員

15番 山口 憲一郎 議員

16番 堤

理志 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 13時30分

閉会 16時04分

平成24年第1回長与町議会定例会

議事日程（第5号）

平成24年 3月23日（金）

午後 1時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	10	長与町税条例の一部を改正する条例	※総務
2	13	平成23年度長与町一般会計補正予算（第5号）	※総務
3	19	平成24年度長与町一般会計予算	※総務
4	20	平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算	※総務
5	2	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	※文厚
6	3	長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例	※文厚
7	5	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
8	6	長与町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
9	8	長与町地域自立支援協議会条例	※文厚
10	9	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※文厚
11	11	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	※文厚
12	14	平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	※文厚
13	15	平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	※文厚
14	16	平成23年度長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）	※文厚
15	21	平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算	※文厚
16	22	平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算	※文厚

17	23	平成24年度長与町介護保険特別会計予算	※文厚
18	4	長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例	※建産
19	7	長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	※建産
20	12	町道路線の認定について	※建産
21	17	平成23年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	※建産
22	18	平成23年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※建産
23	24	平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算	※建産
24	25	平成24年度長与町水道事業会計予算	※建産
25	26	平成24年度長与町下水道事業会計予算	※建産
26	請願1号	補助金の増額等認可外保育所への支援拡充に関する請願	※文厚
27	—	議員派遣の件	
28	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

(開会 13時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、こんにちは。

昨日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第13号、平成23年度長与町一般会計補正予算(第5号)、日程第3、議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算、日程第4、議案第20号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

佐藤総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る3月12日、総務常任委員会へ付託を受けました議案についての審査結果を報告いたします。

議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例につきましては、3月13日、委員全員出席のもと、説明員として畑口総務部長、宮崎税務課長、その他関係職員の出席を求めて、説明を受け、審査しました。

経済社会の構造の変化に対応した税制構築を図るための地方税及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が施行されるため、長与町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、改正するものであります。

主な内容は、第95条、たばこ税の税率については、1,000本4,618円を5,262円に引き上げるもので、たばこの値段を引き上げるものではなく、県たばこ税から町たばこ税へ税源移譲するものであります。法人税の実効税率が引き下げになり、市町村の法人住民税が減収になるが、県の法人事業税に対する課税ベースの拡大により、県の法人事業税が増収になるため、その調整を行うとのことでした。

附則第9条、退職金の課税は、現年課税で住民税に係る部分の10分の1を削減する措置でありましたが、廃止されるとのことで、削除するとのことでした。

附則第16条の2は、旧3級品、いこい、しんせい、わかばなど、現行1,000本につき2,190円を2,495円に引き上げるものであります。

第25条は、俗に言う復興増税法の施行により、町の防災のために係る財源確保のために、個人住民税を平成26年から35年までの10年間、均等割を現行3,000円から500円引き上げるものであります。

主な質疑として、法律では住民税の均等割は1,000円となっているが、どう理解していいのか。500円の引き上げによる増収見込みとたばこ税の増収見込み額はどれくらい見込んでいるのかという質疑に対し、県民税が500円、町民税が500円で、合わせて1,000円になる。500円の引き上げにより、約950万円で試算している。たばこ税の増収見込み額は約2,500万円と試算しているとの答弁でした。

退職金の住民税に係る10分の1の減額措置による税収はどうかという質疑に対し、22年度ベースで試算すると約300万円になるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、平成23年度長与町一般会計補正予算（第5号）につきましては、3月13日に、委員全員出席のもと、審査を行い、21日に結審いたしました。説明員として浜野副町長、畑口総務部長、山田企画振興部長、田村生活福祉部長、平野建設部長、柿本教育次長、その他関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。

補正の主な内容は、歳入歳出それぞれ6,275万円を減額し、総額を124億2,632万1,000円とするものであります。

歳入に関しては、町民税の現年課税分で、当初調定予定見込み額より実際の調定額が上回っていること、徴収率の見込み額が増になることで、1億7,000万円の増額となっていました。地方交付税2億1,751万2,000円は決定による増額で、繰越金2,061万2,000円は確定によるもの、国庫支出金1億7,114万9,000円の減額は23年度事業確定によるもの、事業の確定、利率の変更、財源組み替えにより町債1億5,530万円の減額、基金への繰入金2億3,613万7,000円の減額補正でありました。

歳出に関しては、ふれあいセンター用地の2段目を高田保育所用地とふれあいセンター駐車場用地として、土地開発公社から1億6,170万4,000円で買い戻す。介護保険、後期高齢者医療特別会計へ993万9,000円繰り出す。後期高齢者医療費負担金は最終見込みによる2,109万3,000円増額補正する。清掃費関係では、長与・時津環境施設組合負担金の不用見込み額やし尿投入施設建設工事の執行見込み額が決定したことなどで、計4,560万1,000円の減額補正でありました。教育費関係では、長与小建設工事で入札による減、9,800円の減額と、総合運動公園の障害者トイレを含む多目的トイレ1,500万円の増額補正でありました。公債費は、確定により1,533万1,000円の減額補正でありました。

主な質疑として、ふれあいセンター関係で、買い戻す駐車場用地及び保育所用地の面積と、県から開発公社が買った金額はとの質疑に対し、駐車場用地は2,073平方メートル、保育所用地は2,447平方メートル、ふれあいセンター用地総面積は2万1,375平方メートルで、購入額は13億2,026万5,767円との答弁でした。

し尿投入施設工事の5,200万円の繰り越しの内容はとの質疑に対し、本体工事は終了し、外構取り付け工事や取り付け道路工事、外装、塗装などの工事であるとのことでした。

資源ごみの常設場所の今後の計画はとの質疑に対し、23年度は5カ所を検討したが、水道局、ふれあい、多目の3カ所に設置した。増設したいとは思っているが、自治会によっては月1回の拠点でよいという考えや設置後の周辺住民との問題もあるので、今後十分検討するとの答弁でした。

長与小の設計監理委託料は、当初2,000万円で計上していたが、今回1,500万円の減額補正となった理由はとの質疑に対し、最低制限価格がないため、安価で落札したとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算につきましては、3月14日から21日まで、委員全員出席のもと、説明員として浜野副町長、畑口総務部長、山田企画振興部長、田村生活福祉部長、平野建設部長、柿本教育次長、勝本理事、開会計管理者、葉山議会事務局長、その他関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。

総額は118億8,666万円で、平成23年度と比較して3億5,802万円の減額になっており、義務的経費と継続的な経常経費を中心とした予算で、4月に長与町町長選挙が行われるため、投資的経費を抑制した骨格予算でありました。

歳入については、町税は41億9,977万5,000円で、前年比1,453万3,000円の増でありました。個人町民税で、16歳未満と高校生の特定扶養控除の廃止などで1億1,000万円の増で、固定資産税、都市計画税は、3年に一度の評価がえや路線価の下落により、それぞれ1億800万、2,000万円の減額となっていました。町たばこ税は、23年度の実績をもとに見込まれており、1,800万円の増額計上でありました。地方交付税は、昨年同額の18億4,000万円で、かたく計上されてきました。国庫、県支出金は、合わせて3億8,785万5,000円の減額で、主な要因は子ども手当と市街化調整整備総合交付金の減額と障害者自立支援給付費負担金の増額でありました。町債は、長与小建設事業などの要因で、前年比1億4,200万円の増額計上でありました。

歳出については、議会費1,497万7,000円の減で、共済給付費負担額の減額が主な要因でした。総務費で5,763万4,000円の減額は、主な要因として、評価がえに伴う固定資産評価委託料、電算システム運用開発委託料、人件費、選挙費などでありました。民生費は4億6,187万円の減で、医療費の増と子ども手当の減が主な要因でした。土木費は7,470万5,000円の減で、町道維持補修費の増や土地区画整理事業への繰出金や西高田線の減が主な要因でした。教育費は2億5,938万3,000円の増で、長与小建設工事と南、北小のグラウンド整備及び人件費の増と教師用の教科書及び指導書の減が主な要因でした。

主な質疑として、総務部関係では、時間外手当の基本方針はどうなっているのかという質疑には、昨年当初予算は基本的に5%カットで組み、実績を見ながら補正を行ったが、24年度は23年度の実績見合いで計上しているとの答弁でした。

芝生広場の管理委託料65万円について、委託先の決定までの経緯と管理能力はあるのかという質疑に対し、地元自治会より管理したいという申し出があり、迷惑施設の関係もあり決定した。管理がうまくできなければ、委託先を変更することもあるとのことでした。

管理公社への補助金は、以前から派遣法に抵触するのではという問題があるが、その後の協議なりを示してほしいとの質疑には、職員の即首切りはできないので、正社員が退職した場合、臨時職員に切りかえている。給食調理については、食の安全面もあり、正職員で対応している。派遣法の問題は十分に認識しているとの答弁でした。

企画振興部関係では、広報ながよの契約は4月から3月になっている。4月号の発行に関しては、4月1日以降でないと仕事をさせられないと考える。特に契約業者がかわったら問題だと思うが、現状はどうなっているのかという質疑には、4月の第3水曜日が発行日なので、3月中に仕事をさせなければ間に合わないとのことでした。

長崎国体後、形として残るものは何か。1億円近くの一般財源が使われる予定だが、経済効果はどう考えているのかという質疑に対し、ふれあい広場の表土の入れかえ、バックネット、ナイター設備の改修、南、北小グラウンドの表土の入れかえ、総合運動公園の表土の入れかえ、多目的トイレの設置であるとのことでした。経済効果の数字はわからないが、できるだけ地元業者に発注したい。もてなしの心を持った町民参加の大会にしたいとの答弁でした。

福祉部関係では、保育所の運営負担金は国が2分の1、県が4分の1となっている。公立の高田保育所には補助金はないが、民間に置きかえると約6,800万円くらいの補助があると考えてよいのかという質疑には、地方分権により公立保育所の補助はなくなったが、仮にあるとすればそれくらいだと思うとのことでした。

社会福祉協議会への補助金が増額になっているのはなぜかという質疑に対し、定年者を3年間再雇用したが、退職したため、新規に正社員を雇用するためとのことでした。

ごみ袋代は、処理費を考えると、引き上げの必要性を感じるが、どう考えているのかという質疑に対して、調査研究をし、精査をしている。値上げの方向で考えているが、時期については所管では判断できないとの答弁でした。

建設部関係では、町営住宅の家賃及び駐車場の収納改善状況はどうかという質疑に対し、収納推進員とも相談しながら収納改善を進めている。未納があるすべての借り主と面談し、ケースにもよるが、悪質と見られる人には保証人に行きますよ、あるいは明け渡しが出てきますよという話はしているとのことでした。

斉藤の護岸工事の見通しは立っていないのかという質疑には、本来の完成形ではないが、北小の通学路にもなっており、潮が道路に上がったり、道路が壊れるおそれもある。あるいは海中に藻が発生するという理由で、長崎県が24年度に護岸工事を行うとのことでした。

教育委員会関係では、教職員の服務監督は町の責任であるが、管理をどう考えているのかという質疑に対し、本年度初めに全員を集めて話をしようとも考えたが、校長の指導の方がよいだろうということで、1人ずつ校長が指導を行った。しかし、本年度も不祥事が起こったので、来月、4月3日に全

教職員を集めて話をするとのことでした。

管理公社へ給食調理を委託しているが、500万円以上の減額になっている理由は何かという質疑には、4名が退職し、新たに新人を4名雇用したための人件費の差であるとのことでした。

総務委員長として指摘しておきたいことを申し上げます。

審査の過程で、母子、父子に対する補助、あるいは有害鳥獣に対する対策の件で、類似する案件なのに、説明書では離れて表記されていました。理解が得られやすいように、同類のものは今後列記するように求めます。

工事請負費は、2件以上あっても、合計金額が表示されないシステムになっています。説明欄に個別表示しても、金額の表示もできないシステムになっています。一定の考えに基づいて表示しないことにしていると推察いたしますが、迅速な委員会審査の観点から、表示するのが妥当と考えますので、内部で再協議することをお願いいたします。

次に、議案第20号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算につきましては、3月15日、委員全員出席のもと、説明員として畑口総務部長、山本管財課長、その他関係職員の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。

歳入歳出予算の総額は700万4,000円で、ほぼ例年どおりの予算内容でありました。

説明を受け、嬉里駐車場の現地調査を行い、その後、質疑を行いました。

主な質疑として、印刷費のうち、定期駐車分の納付通知書作成料は、納付をすべて金融機関の自動引き落としにすれば、印刷費用がかからないのではとの質疑に対し、今後検討するとの答弁でした。

納付書を送っている郵便料の計上がないが、どのようにしているのかという質疑に対し、一般会計より支出しているとの答弁でした。

駐車場会計で支払うのが妥当なのではと疑問が生じ、休憩を挟んで、見解を求めました。関係所管と協議した結果、駐車場会計で支払うべきであるということになり、補正予算で対応するとの答弁でした。

なお、23年度決算については、補正が組めないので、予備費の30万円を使って計上するとの答弁で、総務委員会としては了といたしました。

会計全体を見ると、黒字部分は吉無田駐車場の分で、嬉里はとんとんである。時間外駐車徴収漏れの部分も含めて、管理人を置く現在の方法を完全機械化し、無人化してはどうかとの質疑に対し、現在は雇用の関係もあり、シルバー人材センターへ委託しているが、今後検討するとの答弁でありました。

委託料の時間単価860円と事務費86円とのことではありますが、時津のリサイクルセンターの業務委託もシルバーに委託しているが、こちらはもっと大変な作業にもかかわらず、多分単価が変わらないと思う。860円の算出根拠は何かという質疑に対し、多分シルバーの方で単価表をつくっているのではないかと思うが、今後よく検討するとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議 長 以上で報告を終わります。
 (山口経正議員)
 暫時休憩します。
 (休憩 13時51分～13時51分)

議 長 (山口経正議員)
 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任
 委員 長 (佐藤 昇議員)
 失礼いたしました。議案第19号の審査結果を申し上げておりませんので、
 加えさせていただきます。
 慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議 長 (山口経正議員)
 これから委員長報告に対する質疑を行います。
 まず、議案第10号についての質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第13号についての質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第19号についての質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 次に、議案第20号についての質疑はありませんか。
 (「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
 質疑なしと認めます。
 これで質疑を終わります。
 これから、議案第10号の討論を行います。
 反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
 18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)
 議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例について、私は反対の
 立場から討論いたします。
 今回の条例改正は、復興財源の名のもとに、国民に負担を押しつけるもの
 であり、容認できません。その立場から反対討論を行います。
 民主党政権では、2010年から、子ども手当の支給を条件に16歳未満
 の扶養控除、また高校生までの特定扶養控除を廃止しました。ところが、こ
 の公約どおり子ども手当は支給されず、扶養控除の廃止により、実質的に
 町民、国民は負担増となっています。今回の条例改正でさらに、平成26年

度からではあります、住民税の均等割の引き上げが行われ、そのほか、退職金に係る住民税の増税など、国民、町民負担が押しつけられようとしています。さらに、来年からは所得税の税率が2.1%引き上げられ、この制度は25年間続きます。

東日本大震災を見ると、確かに早期の復興が望まれ、その費用は多額にかかり、捻出しなければならないと考えます。しかし、この復興の名のもとに、国民、町民に負担を押しつけるしか、この財源の確保は得られないのか。そうではないと考えます。

こうした負担増を押しつける一方で、民主党政権のもとでは、コンクリートから人へということで、公共事業の大幅な見直しの検討がされようというのが民主党政権の考えです。しかし、やめると言っていた八ッ場ダムの建設続行に56億円、多くの国民が廃止を求めている原発推進、新設される原子力の安全庁に4,188億円、国民の常識に反した予算が温存されています。また、軍事費も同じようです。多くは述べませんが、今年度予算だけでも、1機99億円もする戦闘機を4機を購入する予算、こうした予算は温存される状況です。こうした予算を減らし、国民の暮らしをもっと豊かにする、そうした予算をもっとふやすべきです。

さらに、富裕層や大企業は依然として減税、ばらまきの状態です。法人税の10%の付加税がありますが、実質的には減税とセットとなり、負担増にはなりません。株取引など、証券優遇税制も温存されたままで、苦しむのは今回の増税で庶民ばかりです。

上位法の改正とはいえ、こんな不公平をもたらし、町民の負担増を押しつけるこの条例改正に反対するものであります。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

私は、本議案に賛成の立場から討論を行います。

本議案は、上位法である地方税法の改正によるものであります。

町たばこ税の税率の改正につきましては、町課税分につきまして増税ですが、並行して同額分を県たばこ税から減額される仕組みとなっているため、県から町への税源移譲と考え、販売価格の変更がないことから、町民への直接の影響はないものと考えます。

個人の町民税の税率の特例につきましては、町の防災にかかわる財源確保により、平成26年度から10年間、個人の町民税の均等割に500円を加算するものであります。実質増税となり、この苦しい経済状況の中、さきの議会で可決を行いました国保税の改正とあわせ、新たな負担を町民の皆様にお願ひするのは恐縮ではありますが、さきにも上げた上位法の改正が主な原因であり、これを否決し、本町が独自路線を歩むことはいささか現実的ではないと思います。町におかれましても、新たな負担をお願ひして得られる税との認識を再確認いただきたく思います。

議 長 以上、賛成討論といたします。
(山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
7番、金子 恵議員。
7番 (金子 恵議員)
私は、議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で
討論いたします。
本条例は、地方税法などの法律が改正、施行されるために、法律に合わせ
改正するもので、いわゆる上位法が改正されるために、長与町の条例を改正
するものであります。
主な改正点は、県の法人住民税が増収になり、町の法人住民税が減収にな
るため、その補てんのためにたばこ税の一部を県から町へ税源移譲すること
と、個人住民税を平成26年度から10年間、町の防災に係る財源の一部と
して利用する目的で、均等割を500円引き上げるものであります。
住民負担がふえることに対しては、とても心苦しい気持ちでいっぱいです
が、上位法による改正であり、法治国家として法を守らなければなりません
ので、やむを得ない改正だと思えます。仮に、本条例を否決すると、長与町
の財源は潤っているんでしょうということで、国、県からのさまざまな補助
金のカットになることも予想されます。
しかし、やるべきことはやらないで、真っ先に国民に負担を押しつける国
のやり方には憤りを覚えます。個人や中小企業には大增税、法人に関しては
25年で減税となります。国会でしっかり議論をし、国民生活を豊かにする
法律の再改正を強く望んで、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第1、議案第10号、長与町税条例の一部を改正する条例
を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

- 議 長 (山口経正議員)
起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第13号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
18番、河野龍二議員。
- 18番 (河野龍二議員)
議案第13号、平成23年度長与町一般会計補正予算(第5号)の議案について、賛成の立場から討論いたします。
今回の補正予算は、事業費及び補助金並びに交付金の確定に伴う財源調整の補正であり、おおむね理解できるところであります。
繰越明許が多数に上っておりますが、継続事業の長与小学校建設事業などに伴うもので、これもまたやむを得ないものと判断できるものであります。
審議の中で委員からも指摘がありました、事業の終結や進捗状況によっては、こうした年度末に補正で減額調整するのではなく、もっと早い時期で全額補正することで有効な財源活用が図られる、こうした意見も出され、私もそのように思います。
今後はこうした十分な対応を求め、この補正予算に賛成するものであります。
- 議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第2、議案第13号、平成23年度長与町一般会計補正予算(第5号)を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第19号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
18番、河野龍二議員。
- 18番 (河野龍二議員)
議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算について、反対の立場か

ら討論いたします。

昨年起きた東日本大震災による経済的な影響や世界じゅうでの景気低迷の中、政府の財政状況も厳しいことがうかがえます。

本町の24年度予算は、町長選挙を控え、骨格予算であることも含め、前年度比2.9%減となっています。税金においては、23年度より増額試算をしておられますが、これは年少扶養控除がなくなり、町民の負担がふえたものであります。固定資産や都市計画税は、評価がえの影響のあるものの、こうした資産税の収納状況が厳しくなっていることもうかがえます。

町税は町の財源の根幹であり、増収されるのは望ましいのですが、徴収業務の中で、差し押さえ動産の中に税の滞納の対価になり得ないものまで差し押さえの対象となっている状況もうかがえ、遺憾であります。町民の理解が得られるような対応を強く望みます。

地方交付税においては、昨年同額の見込みがあるように予測されていることでしたが、今回の交付税の財源は、国においては公庫債権金利変動準備金を取り崩し、財源を補てんしています。この取り崩しがあれば、地方交付税の財源は確保されていません。深刻な状況にあります。こうした厳しい財政状況だからこそ、国においても、地方においても、その地方自治体で行う事業の精査を十分に行い、国民生活が滞ることのないよう努力をすべきであります。国においても、中止と公約された事業が復活したり、県においても、厳しい批判のある事業を強引に推し進めるなど、こうしたむだな公共事業の財源は確保し、財源不足のしわ寄せは国民、町民の負担となっています。

本町においても、高田南土地区画整理事業、西高田都市計画道路の十分の精査がされてきたか疑問であります。長い年月と住民に苦難を強いる事業であり、また将来においても本町の財源に大きな影響を及ぼす可能性を十分に考えられます。西高田都市計画道路においても、工事内容からすると、1メートルが約300万円を超える事業が本当に必要であるか疑問であり、こうした疑問を抱えたままの予算には賛成できないという立場から、討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論ありませんか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

私は、議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算に対して、賛成の立場で討論いたします。

簡単ではありますが、歳入において、交付金の予定額よりも抑えた金額を歳入額として計算され、その額に対しての歳出も、各所管で数カ月に及んで検討されての一般会計予算でありますので、平成24年度長与町一般会計予算に賛成の立場で討論いたしますが、歳出において、例年どおりとの回答が何カ所かありました助成金に関しては、必要性をもっと重視し、検討されてほしいという要望を提案して、賛成の立場で討論いたしました。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番 (内村博法議員)

私は、賛成の立場から討論したいと思います。

本予算を慎重に精査した結果、おおむね妥当な予算と判断しております。

3点を要望として、賛成の意見といたします。

1つは、安全面です。安全面で、防災情報と配信システム整備を今回新たに施行されるということで聞いております。東日本大震災の教訓を受けて、こういうシステムを導入されるということは非常によいことだと思います。ただ、やはり大災害のときは停電を大前提としなくてははいけないと思います。したがって、バッテリーとか非常用発電機のバックアップ体制を予算執行の場合には十分考慮していただいて、検討されるようお願いいたします。

2点目は、コストダウンです。工事については、入札でやっておられると思いますけれども、各課にまたがる備品購入、これらはやはり今後コストダウンの余地があるのではないかと思います。私は、特にパソコン、それから複合機ですね、これは各課にまたがるものはかなり大きな金額になります。これをまとめて集中購買するなり、あるいはスペックを統一して買ったり、そういった工夫をすべきではないかと思います。

それから、3点目、今、長与町独自の課題ではないんですけれども、高齢化、少子化、それから生産人口の減少ということが大きな課題になっております。私は、こういった課題に対して、企業の誘致を図って、雇用の確保とか、それから税収を上げるとか、それから婚活事業などをやっぱり積極的に推進していく必要があるかと思っております。

以上、3点を要望しまして、賛成の意見といたします。以上です。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第19号、平成24年度長与町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第4、議案第20号、平成24年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号、長与町印鑑条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第3号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第7、議案第5号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例、日程第8、議案第6号、長与町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例、日程第10、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第11号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第14号、平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第13、議案第15号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第14、議案第16号、平成23年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第15、議案第21号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算、日程第16、議案第22号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、日程第17、議案第23号、平成24年度長与町介護保険特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

西岡文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長

(西岡克之議員)

それでは、御報告いたします。

去る平成24年3月12日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査結果につきまして、御報告をいたします。

議案第2号、長与町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、3月13日午前9時30分から、委員6名出席のもと、説明員として田村生活福祉

部長、永尾住民課長ほか、関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

議案の中身につきましては、現行の外国人登録制度の廃止に伴って、外国人住民が住民基本台帳の適用になり、住民票が作成されるので、これに伴い本町の印鑑条例について改正を行うものであります。

第2条1項では、住民登録に記録されている者は1人1個の印鑑登録をすることができるようになります。

第6条の改正の主なものは、外国人の印鑑登録の事項を加えたものと、磁気媒体での登録ができる調整を加えたものであります。

その他、磁気テープを磁気媒体に改める改定もありません。

質疑の主なものとしては、片仮名で印鑑登録できるのかとの質疑には、英語圏の方は片仮名でできる。また、申請時に片仮名で発音した場合、微妙な発音の違いはどうかとの質疑には、申請時に本人が片仮名で申請用紙に記入するのが基本だとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

続きまして、議案第3号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を御報告をいたします。

同じく3月13日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、田島健康保険課長ほか、関係職員の出席を求めて、慎重に質疑を重ねて審査をいたしました。

これは、さきの議案と関連がありますが、現行の外国人登録法の廃止により、外国人の住民の方を住民基本台帳の対象者に加えるために、住基法の改正をする法律の施行によるものであります。

中身については、4条を削除するものであります。

主な質疑は、改正になり、現行の対象者は保険資格については継続できるか。対象者は本町で何人いるのかとの質疑に、資格は今までどおり適用できる。対象者は16名である。ほとんどが留学生だとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第5号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、御報告いたします。

同日3月13日、委員全員出席のもと、説明員として柿本教育次長、和泉生涯学習課課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の議案は、地域主権一括法の施行により、社会教育法の一部が改正されたために行うものであります。

中身については、公民館運営審議会委員の委嘱の基準に関する規定について条例へ委任されたための改正で、委員の委嘱の基準や定員、任期の規定をうたったものであります。

質疑の主なものとしてしましては、図書館審議会との関係はどうかとかの質疑には、6条2項で委員は15名とするとか、委員の任期は2年とするとか、3条の現職規定を外したので、図書館審議会との整合性を図る

との答弁がありました。

また、市町村で条例の根拠を持つとのことかとの質疑には、市町村に条例の決定権を持たせるための改定だとの答弁がありました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

続きまして、議案第6号、長与町図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を御報告いたします。

3月13日、委員全員出席のもと、説明員として柿本教育次長、和泉生涯学習課長ほか、関係職員の出席を求め、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

この議案も、地域主権一括法の公布によるもので、図書館法が改正されたものであります。

第1条の改正は、条例の制定根拠を明確にするものであります。

6条の2については、1項で協議会委員の任命基準を明確にし、第2項で委員の定数を明記し、第3項で委員の任期を記してあります。

慎重に審査をした結果、これは全会一致で可決するものとしたいたしました。

続きまして、議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例の件について御報告いたします。

3月13日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、平田福祉課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

条例の中身は、長与町における障害者の地域生活を支援するために、中核的な役割を果たす協議の場として、長与町地域自立支援協議会を設置し、組織、運営に関して必要な事項を定めるものであります。

質疑の主なものとして、案公布は、障害者自立支援法が廃止されて、今年度この法律が施行された。またがって施行されるのかとの質疑には、現行法が生きているので、その下で施行していくとの答弁がなされました。

また、協議会の構成については、我々議員も入ることができるのかとの質疑には、行政からは町、保健所、また学識経験者、サービス事業者、交通事業者や公募もあるとの答弁がなされました。

また、公平性、自立性を持って運営できるのかとの質疑には、障害者の目線で運用をすとの答弁がなされました。

さまざまな障害を持っている方が本町には多くいるが、対応できるのかとの質疑には、この協議会の下に部会や個別相談で対応するとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

次に、議案第9号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を御報告いたします。

3月13日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、平田福祉課長ほか、関係職員の出席を求めて、説明を受け、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

この議案は、先ほど御報告をいたしました長与町地域自立支援協議会の設

置に伴い、当該委員の報酬及び費用弁償について規定したものでありまして、会長の報酬が月額7,400円、委員は月額7,000円と定めるものでありました。

質疑の主な内容は、会の開催日数はどの程度想定しているかとの質疑には、年1回の開催を予定している。県にも同様の会議があるので、整合性を図っていくとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第11号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を御報告いたします。

3月15日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか、関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審議を重ねました。

この条例は、介護保険料を改定するもので、第1号被保険者の所得段階を8段階から10段階に細分化して、平成24年度から26年度までの3カ年の事業計画をするための介護保険料の改定であります。

質疑の主なものは、何%の値上げになるのかとの質疑には、8%程度だとの答弁がなされ、所得段階を細分化したのはなぜかとの質疑には、低所得者の方の負担軽減を図り、高所得者の方には応分の負担を求めるようにしたとの答弁がなされました。

ほかの自治体の区分はどうかとの質疑には、長崎市は8段階、時津町は10段階、西海市は6段階だが、基本は介護保険法では6段階になっているとの答弁がありました。

長与町の保険料は県内他の自治体と比較してどれくらいのレベルかとの質疑には、改定前21自治体で高い方から7番目で、今回改定して19自治体9番目だとの答弁がありました。

慎重に審査をした結果、賛成多数で可決いたしました。

議案第14号、平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての御報告をいたします。

3月14日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、田島健康保険課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

この議案は、既定の歳入歳出の予算に、歳入歳出それぞれ8,438万1,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ42億8,762万5,000円とするものであります。

補正の主な要因として、医療費の伸びが大きかったものであります。

基金を取り崩しても不足し、一般会計からの法定繰り入れをしたものであります。

質疑の主なものとして、基金の残高はゼロだが、次年度以降どうするのかとの質疑には、次年度は国保内で繰り入れをしたり、金融機関より借入れ等で執行いたしたいとの答弁がありました。

また、医療費の伸びが大きいのというが、時期はどこで決めるのかとの質疑

には、12月を目安にしている。また、医療費の大幅な伸びの原因は何かとの質疑には、高額医療費の伸びが大きかった。件数も増加している。退職者の伸びも多かったとの答弁がなされました。

また、中間層と呼ばれる人たちは医療費の支出が大きい。比べて社会保障で医療費のかからない方々も現実にいる。いかに不公平感をなくすかも課題だが、この件についてはどうかとの質疑には、医療費の負担で広域化の考えもあるようだが、住民医療に接している市、町では抜本的な改革が望まれるとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第15号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を御報告をいたします。

3月16日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ789万9,000円を追加して、歳入歳出の総額をそれぞれ3億5,487万4,000円とするものであります。

質疑の主なものは、特別徴収が減額になっているが、なぜかとの質疑には、特別徴収から普通徴収に変わったとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第16号、長与町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について御報告をいたします。

委員全員出席のもと、3月15日、説明員として田村生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

この議案は、保険勘定の歳入歳出の総額に、それぞれ8,456万円を追加して、予算の総額をそれぞれ24億7,860万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ290万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算をそれぞれ2,120万2,000円とするものであります。

質疑の主なものとしては、繰越明許費の中身についての説明を尋ねる質疑がありました。全国的な国保連のシステムのおくれによるものであると。運営に支障はないとの答弁でございました。

保険事業の繰越金の性質はとの質疑には、22年度の精算金だとの答弁がありました。

サービス勘定で290万8,000円の補正の中身についてはどうかとの質疑には、繰越金が生じたので、歳出では委託料で処理いたしましたとの答弁がありました。

慎重に審査をした結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第21号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算の件について御報告をいたします。

3月14日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、田島

健康保険課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

歳入歳出の総額は、それぞれ44億6,163万円となっております。

質疑の主なものとしては、国保税の値上げ幅についての考察はどのようにしたのかとの質疑には、近隣市、近隣町を勘案して行った。負担は40歳以上で平均2万円ほど、40歳以下で平均、年1.5万円ほどだとの答弁がなされました。

療養費負担金が減額になっているわけはなぜかとの質疑には、年少扶養控除が減ったので、その分、税金としての歳入がふえるのではないかという国の考えのようだとの答弁がなされました。

特定健診は、目標をクリアしないとペナルティーが来るようだが、本町の現状はどうかとの質疑には、ペナルティーは後期高齢者医療費支給負担金で行われる。受診の率は年々よくなっているが、比較的高齢者が多く受診されている。40から50代の働き盛りの方の受診が少ないので、今後さまざまな啓蒙が必要だ。鋭意努力していくとの答弁がありました。

国保税の滞納については、差し押さえ等の処分はどうかとの質疑には、滞納は昨年並みだと考える。処分については、給料、有価証券等を中心に随時行っているとの答弁がありました。

また、国費、国庫支出金の出産育児一時金が打ち切りとなるが、今後はどうするとの質疑には、国の補助は23年度で打ち切りだが、町としては打ち切るわけにはいかない。継続するとの答弁がなされました。

また、基金については今後どれほど積むのかとの質疑には、最低でも1カ月程度の基金は積む努力はするとの答弁がなされました。

また、予防医療の観点から、人間ドック、脳ドックはもっと推進する考えはないかとの質疑には、受け入れ施設である医療機関の予算とかの関係もあるので、勘案しながら進めていきたいとの答弁がありました。

なお、お手元に正誤表が配付をされております。平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算に係る主要な施策に関する説明書、4ページから5ページの正誤表が配付をしておりますので、差しかえ方、よろしく願いいたします。

慎重に審査をした結果、賛成多数で可決をいたしました。

議案第22号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を御報告いたします。

3月16日、委員5名出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか、関係職員の出席を求めて、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

本予算は、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3億7,789万6,000円で、前年度に比べ3,165万5,000円、9.1%の増加でございます。

質疑の主なものとしては、保険基盤安定繰入金の性質はどうかとの質疑には、低所得者への軽減分であるとの答弁がなされました。

また、保険料納付の関係で、短期資格者証を使用している方は何人ほどか

との質疑には、年間通して5名ほどであるとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、賛成多数で可決をいたしました。

議案第23号、平成24年度長与町介護保険特別会計予算の件を御報告いたします。

3月16日、委員全員出席のもと、説明員として田村生活福祉部長、藤井介護保険課長ほか、関係職員の出席を求め、質疑を重ね、慎重に審査をいたしました。

本予算では、保険事業勘定の総額は、歳入歳出それぞれ24億7,185万7,000円で、サービス事業勘定は1億2,093万6,000円であります。5.1%の増となっております。

質疑の主なものとしては、保険料の算出根拠はとの質疑には、1号被保険者から2号被保険者になるのを勘案して当たっているとの答弁がありました。

歳入で介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の廃目になっているのは、サービスの低下になるのではとの質疑に、4期の介護保険料の抑制策のためのもので、4期だけ国からの補助金であるとの答弁がありました。

また、4期と5期の計画の比較の差はどうかという質疑には、5期で新しいサービスがふえるが、今のところ本町ではサービスをする事業者はいないようだとの答弁がありました。

また、予備費が増額されているが、何か理由があったのかとの質疑には、今まで予算がなくて計上できなかったと。今回めどが立ったので計上したと。突発的な事案に対応できるようにしたいと考えているとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、賛成多数で可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第2号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第3号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

質疑なしと認めます。
次に、議案第 8 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 9 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 11 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 14 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 15 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 16 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 21 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 22 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
次に、議案第 23 号についての質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議長（山口経正議員）
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
場内の時計で 14 時 45 分まで休憩します。
（休憩 14 時 35 分～14 時 45 分）

議長（山口経正議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
これから、議案第2号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第5、議案第2号、長与町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第3号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第6、議案第3号、長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第5号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第7、議案第5号、長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第6号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第8、議案第6号、長与町図書館の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第8号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

1 番

(饗庭敦子議員)
私は、議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例について、賛成の立場
で討論いたします。

町民のだれもが障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支え
合い、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健・医療・福祉、教育、労
働などの分野でさまざまな人や機関と連携し、障害者自立支援法第77条第
1項第1号の規定に基づく、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に
基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において自立した日常生活を
営むことができる社会を構築するための協議の場であると理解します。

利益を求めるものでなく、普通に生きていくことを支援する、この条例の
制定で、町民のだれもが分け隔てられなく、一緒に暮らせる町になることを
願って、賛成の討論といたします。

議 長

(山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
2番、安部 都議員。

2 番

(安部 都議員)
議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例の制定に賛成の立場から討論
をいたします。

この条例は、障害者自立支援法の規定に基づく、相談事業を初めとする地

域の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う法律上の位置づけとして施行されるものであります。

国は、障害者の権利に関する条約の批准に向けた法の整備を図るために、平成21年12月に障がい者制度改革推進本部を制定し、平成22年1月、障害者が参画する障がい者制度改革推進会議が行われ、総合福祉部会において、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言が取りまとめられました。

私が過日に一般質問をした中で、障害者総合支援法、仮称と申し上げましたが、いまだ国会にて上程、可決されておらず、不透明な状態であります。このことにつきまして、長崎県議会において、1週間ほど前に国会と政府に向けて障害者総合福祉法の制定を求める意見書が提出されております。

本条例は、障害者総合福祉法の制定による概要の一部でありますけれども、障害者の権利の擁護、福祉計画に関する協議を専門有識者や障害者等によって構成される機関であり、障害者の有無によって分け隔てられることがないよう、個性を尊重し、だれでもが生き生きと暮らせるまちづくりの構築、サービスの利用者の相談、支援機能の充実のために、拡充のために必要と思われまますので、この条例に賛成といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第9、議案第8号、長与町地域自立支援協議会条例を採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第9号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第10、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

私は、この議案第11号、介護保険条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

この条例は、第5期の介護保険事業計画に基づき、平成24年から65歳以上の高齢者の介護保険料を引き上げるものになっています。

平成24年度は年金の受給額は引き下げられる一方で、国民健康保険税、後期高齢者医療の保険料も引き上げとなります。これに加え、今回の議案が可決されると、介護保険料も引き上げになります。年金生活者を初めとする高齢者に対して大きな負担がかかり、ささやかな年金生活者の暮らしは一層厳しい状況になってまいります。

そうした住民に成りかわって、その声を代弁するとともに、住民の実情を国や県に届け、制度のあり方の根本を問う意味からも、この今回の条例改正に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第11号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

- 議 長 (山口経正議員)
起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第14号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第12、議案第14号、平成23年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第15号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第13、議案第15号、平成23年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第16号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第14、議案第16号、平成23年度長与町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。
本案に対する委員長報告は、可決です。
本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

私は、議案第21号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成23年12月に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例が議会上程されました。提案理由として、主に医療費の支出の増大と、これまで住民負担の軽減に活用してきた基金の不足などにより、税率の改正が必要との説明がなされ、さきの議会で可決をしたところであります。

これにより、本予算の執行分から国民健康保険税の税率が改定され、かなりの町民の方の税負担がふえることとなります。長与町が試算した例によりますと、40歳代の夫婦と子供2人の4人世帯で、収入が夫の給与、年額300万円、固定資産税5万円の世帯の場合、改定する前は24万円程度だった国保税の年間額が、今後は33万円代に引き上がり、8万8,900円の増加となります。町民の方の手元にこうした税額の通知が届くと、その上げ幅の大きさに驚くことは想像にかたくありません。

国保加入世帯は、失業者、退職した高齢者、低所得者、母子家庭など、いわゆる社会的に弱い立場の方々が多くを占めています。町の国保会計の厳しさは理解できないわけではありません。対策が必要ということも理解できます。しかし、今回の予算執行による税の賦課により、今まで何とか支払ってきた方々でも、負担能力の限界を超えて、滞納がふえることも予想されます。払えないと、病気やけがになっても受診を控え、重症化することも想定されます。

全国の7割の自治体は、住民の健康を守る立場から、一般会計から国保会計へ法定外の繰り入れを行ったり、先行して繰り入れる繰り入れ充用などで対応しています。こうした措置や、また激変緩和のための措置がとられていない今回の予算には賛成できません。

よって、24年度の国保会計に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第21号、平成24年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

私は、議案第22号、平成24年度後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

現在、後期高齢者医療制度は、長与町で窓口業務を、運営は県の広域連合で実施されています。町や広域連合の運営そのものに違法性があるとか、瑕疵があるというわけではございません。

昨年9月の決算の討論で、私はこの制度は75歳という年齢を重ねただけで、今まで入っていた国保や健保から脱退して、保険料は原則年金天引きとなること、そして、時がたてばたつほど負担がひどくなっていく仕組みであると発言をしました。実際に今期からの保険料は、均等割、これまで4万2,400円だったものが4万4,600円、所得割7.8%だったものが8.23%へとふえました。

命と健康にかかわる医療に年齢での差別と新たな負担増を持ち込み、長年社会に貢献してきた高齢者の皆さんに苦しみを強いるという制度をつくった国は、日本をおいて世界のどこにもありません。こうした状況の中で、長与町議会は2008年の6月議会で後期高齢者医療制度を中止し、廃止を求める請願を賛成多数で採択をしています。

以上の理由から、町民に成りかわって後期高齢者医療制度の予算に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

私は、議案第22号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成20年度から75歳以上を対象とした後期高齢者医療保険を立ち上げ、この保険制度を多くの方々が利用しています。この後期高齢者医療制度については、ただいま同僚議員からの意見もありましたが、いろいろな諸問題が表面化をしてくれています。しかし、現在の政府では、平成26年度からの制度改正を目指し、研究、検討をしているところであります。

この高齢者の皆さんの健康を守っていくためには、町としては新しい制度ができるまでこの制度を粛々と運営していかなければならないと思っております。

今後新しい制度の導入が予想されていますが、新医療制度がよりよい制度になることを期待して、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第16、議案第22号、平成24年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

議 長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

私は、議案第23号、平成24年度介護保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

介護保険制度は、高齢などに伴い、介護や支援が必要になった場合、一定の負担で介護サービス、予防サービスを受けることができる公的保険制度であります。

今回の介護保険の当初予算は、第5期の介護保険事業計画の初年度に当たり、先ほどの議案第11号による保険料の引き上げを前提に組まれた予算となっています。

平成24年度は、受け取る年金額は引き下げられる一方で、国民健康保険

税、後期高齢者医療制度の保険料も引き上げとなります。これに加え、介護保険料も引き上げです。少子化、高齢化による運営の困難さがあるとはいえ、個々の住民の責任でそうなったわけではありません。これほど軒並みの住民負担の増加はますます内需を減退させ、ひいては税収の伸び悩みを生み出す結果をもたらします。

介護保険制度の問題は、町の運営上の問題というより、利用者がふえても国庫負担割合が2割と決まっている、公費負担が50%、こうしたところが最大の要因だと思います。利用者の増加見込みに合わせて、国の歳出もそれに対応させなければ、被保険者はサービスの低下か利用の制限か、もしくは保険料の値上げか、こうした選択を余儀なくされてしまいます。

議会は、住民の意見を代弁する機関でもあります。町にとどまらず、国や県にこうした制度の問題点を指摘し、改善を働きかける立場から意見を述べ、本予算に反対をいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1番、饗庭敦子議員。

1番

(饗庭敦子議員)

私は、議案23号、平成24年度長与町介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

この特別会計は、平成12年、介護保険が始まり、今回は医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく、有機的かつ一体的に提供する地域包括ケアシステムの実現を目指した第5期介護保険事業計画に基づく会計であります。

介護保険に関しましては、ただいま同僚議員の意見にもありましたが、保険料の引き上げとなり、町民の皆様には8%の負担増となり、大変心苦しく思います。しかし、国の制度の変更による負担割合の増加、要介護者の増加や重度化により、引き上げ幅が大きくなることは、長与町に限らず、全国的なことで、ある面、地方自治体としては理解できることと思います。

また、長与町としても、負担能力に応じた所得区分の細分化、8段階から10段階や、財政安定化基金の取り崩しなど、一定の引き上げ幅を抑える方策がとられているのも評価いたします。

さらに、特別養護老人ホームの待機者もまだまだたくさんいらっしゃいますので、第5期介護保険事業計画の策定において、介護保険料や利用料の減免をするような制度を充実するとともに、特別養護老人ホームの待機者を解消していくこと、さらに介護労働者の労働条件、環境の改善をして、だれもが安心して介護を受けられる体制づくりをすることを要望し、私の賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第17、議案第23号、平成24年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第4号、長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例、日程第19、議案第7号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例、日程第20、議案第12号、町道路線の認定について、日程第21、議案第17号、平成23年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、日程第22、議案第18号、平成23年度長与町水道事業会計補正予算(第1号)、日程第23、議案第24号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算、日程第24、議案第25号、平成24年度長与町水道事業会計予算、日程第25、議案第26号、平成24年度長与町下水道事業会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

山口建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長

(山口憲一郎議員)

それでは、御報告いたします。

去る3月12日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

議案第4号、長与町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例につきましては、3月14日、委員1名欠席のもと、説明員として豊竹水道局長、馬木水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の条例は、国の義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化などを柱とした地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律であるものと説明を受けました。

審査の過程で、布設工事監督者とは工事の委託先の管理者、監督者のことなのかとの質疑に対し、町の職員のこと、工事には職員が立ち会うとの答弁でした。

また、水道技術管理者に該当する職員は何人いるのかという質疑に対しては、水道課に4名、そしてほかの課に8名、計12名であるとの回答がありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、長与町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましては、3月13日、委員1名欠席のもと、説明員として平野建設部長、吉村管理課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、国における地域主権改革の取り組みとして公布され、第1次地域主権改革一括法により、公営住宅法の一部が改正されたため、所要の改正を行い、あわせて例規の見直しによる条文の整理を行うものであると説明を受けました。

審査の過程で、公営住宅の名称を町営住宅に変更するなら、ほかの関係する条例についても見直ししてはどうかとの質疑に対しては、次回の改正時に見直すとの回答でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、町道路線の認定につきましては、3月13日、委員1名欠席のもと、説明員として平野建設部長、吉村管理課長、その他関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の認定路線は、高田郷、城の平地区に民間開発での宅地造成に伴う道路整備によるもので、団地名がアップルタウンと命名され、町道アップル線として、延長185メートル、幅員6メートルであると説明を受け、慎重に審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、平成23年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、3月14日、委員1名欠席のもと、説明員として平野建設部長、日野整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ500万円を減額し、補正後の総額を10億8,005万5,000円とするものです。

繰越明許費として、高田南土地地区画整理事業で2億7,660万円となっています。

審査の過程で、繰越明許費の事業実施箇所の説明、補正予算の変更理由を求め、図面にて審査をいたしました。

繰り越しの対象となる工事が件数、事業費、前回説明時よりも増加している要因は何かとの質疑に対しては、工事費が3件から4件、補償費が2件追加となったが、前は12月の時点での説明であり、今回は3月時の内容で、繰り越しが確実なものとして限度額を定めた。さらに、発注前のJRとの協議に時間を要したため、着工おくれ、地権者の事情などによるものとの答えがありました。

また、事業委託料で減額となっている箇所と内容の詳細な説明を求めた質疑では、地域活力基盤創造交付金の通常事業分と旧交付金B事業分のみの減額であり、減額対象となっている工事箇所と事業費との回答でありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、平成23年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、3月16日、委員1名欠席のもと、説明員として豊竹水道局長、馬木水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入で、営業収入1,734万円の減額、支出では、営業費用を489万円、営業外費用158万円の増額補正を行った。また、資本的収入及び支出の収入については、負担金393万円を減額、支出では、建設改良費3,220万円の減額補正であると説明を受けました。

審査の過程で、給水収益の減少した理由は何かの質疑に対し、給水戸数は増加しているが、有収水量は5万5,000トン減少するとの回答がありました。

また、給水戸数は増加しているのに給水収益は減っている。原因は何と考えるかという質疑に対し、1カ月当たり0.4トンマイナスになっている。トイレ、洗濯機、食洗機等の節水家電の普及も減少の一因となっているとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、平野建設部長、日野都市整備課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

平成24年度の歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ9億9,970万3,000円で事業の推進を図りたいと考えているとの説明がありました。

審査の過程で、平成24年度実施箇所の説明を図面にて審査しました。

平成25年度以降に補償物件がどのくらい残っているのか。高田越中央線のおおよその完成時期はいつごろになるのか。道ノ尾駅周辺の実施箇所はないが、進捗状況はどうなっているのかという質疑に対しては、補償はあと数件残っている。高田越中央線は鉄塔移設後の工事となるが、早くて平成26年度ぐらいである。道ノ尾周辺は、骨格予算の関係から、計上していないが、都市計画道路道ノ尾駅前線が長与町、長崎市にまたがり、都市計画が決定されており、長与町は区画整理事業として、長崎市は街路事業として整備を行うよう計画しているが、駅前のJR所有の土地については、長与町側には仮換地が未定であり、長崎市側も交渉中であるという答弁でありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成24年度長与町水道事業会計予算につきましては、3月16日、委員1名欠席のもと、説明員として豊竹水道局長、馬木水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入では、水道事業収益6億9,951万円を見込んでいる。支出では、水道施設などの維持管理費5億3,956万円を含む、5億9,634万円を予定している。さらに、資本的収入及び支出の収入では、資本的収入972万円を見込み、支出では、第1浄水場第2系沈殿池排泥装置取りかえ工事などの建設改良費1億7,528万円、企業債償還金1億2,527万円など、3億2,255万円を予定するとの説明を受けました。

審査の過程で、給水量は平成16、17年度をピークに減少傾向にある。給水量を増加させないと、維持させていくのが難しいのでは。何か考えがあるのかという質疑に対しては、給水戸数が増加すれば、給水量の増加に向かうと昔は考えられていた。しかし、近年では減少傾向にある。ただし、それもいずれは下げどまりが来て、横ばい状態になると考えている。24年度には中長期計画を立て、給水量、給水人口、財政計画等の見直しを検討していくとの回答でした。

また、下げどまりの根拠は何か、計画はという質疑に対しては、人口が必要とする基本水量で下げどまりが来ると考えた。中長期計画は20年で考えているという答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、平成24年度長与町下水道事業会計予算につきましては、3月16日、委員1名欠席のもと、説明員として豊竹水道局長、浦川下水道課長、その他関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入では、下水道事業収益8億7,887万円を見込んでいる。支出では6億7,017万円を予定している。主なものは、下水道使用料6億5,616万円などである。また、資本的収入及び支出の収入では、資本的収入5,507万円を見込み、支出では、岡地区污水管渠整備工事などで1億9,038万円、企業債償還金2億3,145万円など、4億2,284万円を予定しているとの説明を受けました。

審査の過程で、起債は借りないということだが、補助絡みで借りなければならぬようになっていないのではないかという質疑に対しては、財政とも協議をした上で借りないと決定したとの答弁でした。

また、岡地区を含めて、下水道普及率及び消化ガスの有効性についての質疑に対しては、普及率は99.5%となっている。導入効果については、平成21年3月に費用対効果の高いもので試算を行っているとの答弁でした。

その他、し尿投入施設の管理についての件、資金計画書の前年度未収金の件などの質疑がなされました。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告終わります。

(山口経正議員)

暫時休憩します。

(休憩15時29分～15時29分)

議 長

議 長	(山口経正議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山口委員長。
建設産業 常任委員長	(山口憲一郎議員) 議案第12号で、町道路線の認定につきまして、町道アップルタウン線が正式な言葉ですけども、私がアップル線と言ったそうですので、訂正をいたします。
議 長	(山口経正議員) これから、委員長報告に対する質疑を行います。 まず、議案第4号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第7号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第12号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第17号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第18号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第24号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第25号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。 次に、議案第26号についての質疑はありませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	(山口経正議員) 質疑なしと認めます。

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第17号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第21、議案第17号、平成23年度長崎都市計画事業長
与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第18号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第22、議案第18号、平成23年度長与町水道事業会計
補正予算(第1号)を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第24号の討論を行います。
反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)
議案第24号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特
別会計予算について、反対の立場から討論いたします。
24年度、本年度予算を含めると、事業費ベースで86.3%という説明
であります。この件は、22年度の決算でも指摘しましたが、あくまでも事
業費ベース、かかった事業費が86.3%という中身であり、実態の工事は
大きくおこなわれているというふうに思われます。
また、事業を進める中で、周辺住民にも大きな影響を与えています。この

ことは、長与町の自然を破壊し、住民の生活環境破壊にもつながるおそれがあります。現在暮らしている町民の生活を脅かしても進めてよい事業はありません。

議 長 以上のことから、本予算に反対するものであります。
(山口経正議員)

5 番 次に、賛成討論はありませんか。
(分部和弘議員)

賛成の立場から討論いたします。

昭和58年開始から平成23年度までに、事業ベースで86.3%の工事進捗率となっております。毎年の増加率も数%ではありますが、安定的な工事消化となっております。しかし、事業開始から約30年が経過し、早期の完成が望まれます。また、供用開始された国道との接続で、利便性が向上し、通行車両が増加していることを見れば、確実に工事の成果がうかがえます。

今後も工事の完成を目指し、最大限の努力をされ、環境の変化などでの住民意見には真摯に対応し、この企画的なすばらしい町並みを後世に伝えるようお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、日程第23、議案第24号、平成24年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 (山口経正議員)
起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、日程第24、議案第25号、平成24年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号の討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第25、議案第26号、平成24年度長与町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、請願1号、補助金の増額等認可外保育所への支援拡充に関する請願を議題とします。

ただいま議題としています請願について、委員長の報告を求めます。

西岡文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長 (西岡克之議員)

それでは、御報告いたします。

請願1号、補助金の増額等認可外保育所への支援拡充に関する請願の件について御説明いたします。

3月7日、文教委員会に付託を受けました本請願は、3月19日、22日、委員全員出席のもと、説明員として紹介議員の安藤議員、請願提出者の佐世保市白木町360番地、長崎県認可外保育協会会長、仲尾勝利氏、参考人として田村生活福祉部長、平田福祉課長の出席を求めて、説明を受け、質疑を行いました。

請願の主な内容としては、長崎県議会において、昨年11月県議会で、文教厚生委員会の動議として提出された認可外保育施設に対する財政支援を求める決議が全会一致をもって採決されたのを受け、長崎県においては、具体的に予算措置が講じられるのを受け、本町でも認可外保育園へ補助金の支援拡充を促進を願う請願であります。

主な質疑として、本町での対象条件を満たす園はあるのかとの質疑に、1

園だと。待機児童は本町では存在するのか。今後増加の傾向か。現在待機は
何人かとの質疑には、10月1日の基準日で1名だ。ただ、保育園を選定し
なければ、長与町では認可保育園に入れる。認可外を選ぶのは親の自由選択
意思もあると。待機児童は増加の傾向ではないとの答弁がなされました。

県より本事業の通達はあったのかとの質疑には、通達はあったが補助基準
が示されていない。長与町で決めなければいけないとの答弁がなされました。

慎重に審査をした結果、全会一致で採択するものとしたしました。

以上、御報告終わります。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

反対、賛成いずれでも結構です。討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

私は、請願1号の補助金の増額等認可外保育所への支援拡充に関する請願
について、賛成の立場で討論をいたします。

この請願の趣旨は、認可保育所と認可外保育所の補助金等の著しい格差是
正を求めるための請願であり、国が来年施行される予定の認定こども園やこ
ども園のつなぎとして、平成25年度までの安心こども基金を利用した先取
りプロジェクトとして実施されるものであります。

事業目的として、待機児童解消のため、児童福祉施設最低基準を満たす認
可外保育施設への公費助成を新たに実施するためのものであります。概要と
いたしまして、昨年11月議会において、長崎県文教厚生委員会が動議とし
て、財政支援を求める決議が採択されており、予算措置が講じられておりま
す。それに準じ、各自治体も実施方向に向かうものと思われま。

現在女性の社会進出が進み、核家族化が進む中、親御さんたちの保育所
に対しての多様なニーズが求められています。認可保育所に入れない子供や深
夜勤務の親たちにとって、認可外保育所は認可の受け皿となり、今や必要不
可欠なものです。しかし、認可外保育所は認可保育所に比べ、園庭もないと
ころもあり、面積も手狭で、保護者にとって利用料も倍という条件で、また
経営者の運営も大変厳しい状況となっております。

長崎県の認可保育所は434件、約3万人が利用し、年額140億円の補
助金が出ておりますが、認可外保育所は113件、約2,900人が利用し
ているにもかかわらず、国、県、市町からの補助金がほとんど少なく、利用
者や経営者にとって大変苦しい状況下にあります。

そのような環境格差是正のために、認可と同じく、認可外保育所に補助金

の増額を実施し、保育の質を向上させ、国の宝である子供たちの健全な育成ができる環境システムの構築が必要なところから、この請願に賛成といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番 (安藤克彦議員)

私は、本請願に、紹介議員ではありますが、賛成の立場から討論を行わせていただきます。

本請願の趣旨は、認可外保育所への支援拡充を求めるものであります。請願理由にもありますが、現在認可外保育所のほとんどは経営難であり、経営者みずからは無報酬で働いたり、私財をなげうって経営を続けたりしている現状をお聞きしました。私財をつぎ込めるなら、まだましな方で、そうでない場合は閉園の道を選ぶしかないようです。本町でも4月に1園閉鎖されると伺っております。

一見、認可外や無認可という響きはマイナスなイメージを連想される方もいるかと思いますが、認可保育所が対応できない保護者の切実なニーズ、就労等の入所要件を満たさないことや、開園時間の制約、送迎の問題等の受け皿になっていることも事実であり、これらのニーズに認可外の各施設が先駆けて柔軟に対応してきたことも事実であります。

このたび、県において、安心こども基金を活用して、県内6市町村の認可外保育所に対する認可外保育施設等運営支援事業での予算措置が講じられる運びとなりました。本町もこの対象であります。保護者からいただく保育料を抑え、でも保育の質を落とさず、努力をされている認可外保育所のためにも、ぜひ採択の上、速やかな対応を町に要望したいと思います。

誤解のないように申し上げますが、認可外保育所といえども、一定の水準をクリアしなければ運営することができません。当然、県や町において認可外保育施設指導管理監督基準、指導監督要綱などに基づき、検査、指導などが行われていることを申し添えます。

よって、本請願を全会一致で可決いただくことを希望し、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第26、請願1号、補助金の増額等認可外保育所への支援拡充に関する請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択です。

本請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第122条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第28、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、建設産業常任委員長、議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決されました案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、これから整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

葉山町長。

町 長 (葉山友昭君)

一言ごあいさつをさせていただきます。

去る3月7日に開会をしていただきました平成24年第1回長与町議会定例会も、この17日間という長い会期であったわけですが、本日、御決定をいただきましたように、27の案件につきまして、慎重審議を賜り、本日御決定をいただいたわけですが、まことにありがたく、心から感謝を申し上げる次第でございます。

議案審議の中でも、また一般質問の中でもそうでありましたけれども、多くの御指導を賜ったわけでございます。今回、施政方針を初め、一般会計、特別会計、企業会計含めて、222億1,496万7,000円という金額でございます。予算執行につきましては、町民の幸せを第一に、公正に適正に執行に努め、最小の経費で最大の効果を目指してまいりたいと考えております。

「郷の和気、夢・緑・創造のまち ながよ」の具現化に向け、職員一丸となって努力をしております。今後とも議員各位の御指導、そして御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ちょうど3月の議会は、いつものことですが、今、国会においていろいろ税法の点について御審議がなされておりますので、若干お願いをしておきたいというふうに思います。日程がかみ合わなければ、3月31日で専決処分という形をとらせていただきたいというふうに思いますので、あらかじめ御了解をお願いする次第でございます。

今予定をされております平成24年度地方税法の一部改正に伴い、長与町税条例、長与町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、専決処分をさせていただきたく、内容の御説明を申し上げます。

今回予定をされております平成24年度地方税法等の一部改正につきましては、現時点では法案成立に至っておりませんが、国会において成立と同時に公布、施行される予定でございます。つきましては、現時点におきまして、町税条例の一部を改正する条例は、この議会に提案する状況でございませぬので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただき、次の議会におきまして御報告申し上げ、承認を賜りたいと考えておるところでございます。

まず、現時点での地方税法の改正によりまして町税条例及び都市計画条例が一部改正される予定の内容を若干申し上げます。個人住民税につきましては、給与所得控除の見直し、特定支出控除の見直し、退職所得控除の見直し等が予定をされております。次に、固定資産税、都市計画税では、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続及び一部見直し等が予定をされておるところでございます。以上が改正の主な内容のようでございます。

まだ、内容が届いておりませんので、明らかではないわけでございますけれども、主な内容だということでございます。

今後国会の動向を注視をしながら、改正時期が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。よろしくお願ひ申し上げる次第でございます。

最後に、私ごとになるかというふうに思いますが、一言ごあいさつをさせていただきます。

不肖私の今回の任期が5月4日で満了いたすわけでございます。12月の議会でも出馬の意向を申し上げたわけでございますが、次の町長選に出馬をしていこうという気持ちで今考えているわけでございますが、もしやめるということになれば、もうこれが最後のごあいさつを申し上げる機会だというふうに思いますので、一言ごあいさつをさせていただきます。

私は、町長就任以来、公正で開かれた町政運営を基本として、長与町の発展と住民福祉の向上を念頭に努力をまいりました。現在地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況に置かれ、限られた財源の中でさまざまなハード事業、ソフト事業に取り組み、まちづくりを進めてまいりました。

私が就任をいたしました最初で最大の課題が平成の大合併であり、将来の長与町を左右する大きな分岐点でありましたが、多くの皆様方の御意見、御指導を賜りながら、町民にとってより身近で効率的な行政運営で、町民の幸せと将来の発展を確信をし、長与町単独でのまちづくりを決定をいたしましたところでございます。

これからのまちづくりは地域主権という大きな流れの中で、自己決定、自己責任において、山積する行政課題の解決を図っていく必要がございます。特に町政運営の最も基本となります財政の健全化を念頭に置き、各種の施策を実施をしてきたところでございます。

少子高齢化が叫ばれる今日、地域の活力を促し、地域力の向上を目指し、町民の方々が交流を深め、触れ合いを広げていただける施設として、長与町ふれあいセンター、また南交流センター、潮井崎交流館、海洋スポーツ交流館等を建設しながら、交流の拠点として活用をしていただいております。

平成19年度より実施をいたしてまいりました学校施設の耐震補強事業も、有利な補助事業を活用し、計画的に、長与小体育館、高田小体育館、長与中体育館、洗切小体育館、高田小学校校舎、洗切小学校の校舎、北小学校の校舎、長与中の校舎、また長与第二中学校の校舎を取り組み、最後に、今建設中であります長与小学校の建てかえ工事を進めているわけでございますが、これもことしの12月には校舎ができ上がるという状況になってございます。そういうことから、今学校が建物が建っておりますところを運動場として先々使っていく、この環境整備が完全に終わりますのが平成25年度になるだろうというふうに思っているわけでございますが、このような教育環境の中で、長与町の将来を背負っていただきます子供たちの健やかな成長を願いつつ、一人一人に応じたきめ細かな学校教育並びに社会教育が推進をされる

ことを願っているわけでございます。

また、かねてから懸案でございましたごみ焼却施設の建設につきましても、地権者の方々や地域の方々を初め、関係皆様の御協力、そして議員各位の御指導を賜りながら、平成27年度の稼働に向け、今進捗を図っておるところでございます。

そのほか、進行中の高田南土地区画整理事業や高田保育所の建てかえ工事等、多くの事業が山積をいたしておるわけでございます。学校施設の耐震補強工事も一定のめどが立った暁には、今後は懸案でありました町立図書館及び生涯学習センター等の建設に着手をしまいたいというふうに思っておるところでございます。

また、かねて、いろいろ組合施行ということで御心労をいただいております榎の鼻土地区画整理事業がようやく3月2日にゴーサインが出たわけでございます。組合施行ではございますけれども、大きなまちづくりの一環ととらまえ、町といたしましても順調に進捗できますように、調整を図りつつ、指導もしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

加えて、子育ての環境充実に努め、保育料につきましても、ぜひこれは見直しをし、子育てを長与町でという、そういう思いをぜひ発信をしていきたいというふうに思っておるところでございます。家庭や地域に子供たちの笑顔があふれ、お母さん、お父さんが子育てに喜びや楽しみをより実感できるよう、子育てに優しいまちづくりに努めていきたいというふうに思っているところでございます。

ほかにも多くの課題があるわけでございますが、高齢化の高齢者福祉の充実、あるいは健康づくり、農林水産業の振興、商工業の振興、安全・安心のまちづくり、地域コミュニティー活動の推進等々、もういっぱいあるわけでございますけれども、もし私にそういう機会が与えられれば、今申し上げましたようなことを積極的に推進をしまいたいというふうに思っておるわけでございます。

町長として3期12年、職員として38年、お世話になって本当にまいりました。皆様方の御厚情に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

本議会も本当に長い会期であったわけでございますけれども、いろいろ御指導賜りましたことを重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

いよいよ時節は春になってまいります。議員各位におかれましても、ぜひ御自愛をいただき、御活躍をいただきますように、御健勝を御祈念を申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成24年第1回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 16時04分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員